様式第７号（第５条関係）

借 上 補 償 契 約 書

　能代市が施行する市営　　　　住宅建替事業に伴う住宅の借上げについて、能代市長　　　（以下「甲」という。）と　　　住宅　　棟　　号入居者　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により借上補償契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、乙の請求により乙が借上げた末尾記載の住宅（以下「借上住宅」という。）の借上げに係る補償として次条に定める補償金を支払うこととし、乙は、この借上げに関して本契約に基づくもののほか、新たな費用負担があっても一切の要求をしないものとする。又乙は、本契約を締結後借上住宅の賃貸契約書の写しを甲に提出することとする。

（補償金）

第２条　家賃に対する補償金額は、月額　　　　　　　円、駐車場に対する補償金額は、月額　　　　　円とする。

２　借家人賠償責任保険料及び仲介手数料に対する補償金額は、　　　　　　円とする。

３　前２項の規定に関わらず、補償金額に日割りが発生した場合は、日割り計算後の金額を補償する。

４　退去時のハウスクリーニングに対する補償金額は、　　　　　　　　円とする。

５　退去時の補修は、乙の故意又は重大な過失に基づく損害以外について補償する。

（借上補償期間）

第３条　借上住宅の借上補償期間は、本契約に係る家賃支払い開始日から甲が指定した住宅に乙が入居する日の前日までとする。

（補償金の支払）

第４条　乙は、本契約の締結後、甲の定める手続きに従って甲に対して補償金を請求できるものとする。

２　前項の規定に関わらず、入居した日の属する翌月以降の第２条第１項の補償金については、当該月ごとに請求するものとする。その際、前月分の支払済証の写しを添えることとする。

３　甲は、乙から適法な請求書を受理した時は、その日から３０日以内に乙に対して補償金を支払わなければならない。

（遅延利息の支払）

第５条　甲は、自己の責に帰すべき事由により補償金の支払いを遅延した場合は、前条第３項の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じて、乙に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額を支払うものとする。

２　前項の規定により計算した額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（費用負担）

第６条　本契約に要する費用は、甲の負担とする。

（転居等）

第７条　乙は、本契約に係る住宅から転居又は退去等をする場合は、直ちに甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知があった場合、本契約を解除することができる。

（返還）

第８条　乙は、前条第２項の規定により、既に支払われた補償金に減額が生じた場合は、速やかに甲に返還するものとする。

（補償費の清算）

第９条　乙は第４条第１項の補償金を受け取った場合は、支払いを受けた年度の最後の借上家賃等の支払いが終了した後精算をしなければならない。

（異議の解決）

第１０条　本契約による補償について第三者から異議の申し出があったときは、乙は、責任をもって解決しなければならない。

（疑義の解決）

第１１条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　能代市上町１番３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　能代市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　乙　　能代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住宅　　棟　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　借上住宅等

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 | 　能代市 |
| 借上住宅賃借人 | 　能代市 |
|  |
| 家賃（賃料） | 　　　　　　　　　　　　　　円／月 |
| 駐車場使用料 | 　　　　　　　　　　　　　　円／月 |
| 借家人賠償責任保険料 | 　　　　　　　　　　　　　　円／戸 |
| 仲介手数料 | 　　　　　　　　　　　　　　円／戸 |
| ハウスクリーニング | 　　　　　　　　　　　　　　円／回 |
| 退去時補修 | 　退去時の状況による |